

# 文教委員会請願・陳情説明資料

## 令和5年11月15日

件名	頁
(教育指導部)	
1 受理番号43	学校給食におけるコロナ禍のルールの変更を求める陳情 2
(子ども家庭部)	
2 受理番号44	ペアレント・メンター養成講座の条件緩和と全小・中学校へのアウトリーチ新規支援事業を求める請願 3

( 教 育 委 員 会 )

件名	<b>受理番号43</b> <b>学校給食におけるコロナ禍のルールの撤回を求める陳情</b>
所管部課名	教育指導部教育指導課
陳情の要旨	足立区内の公立小・中学校でコロナ禍にできた、給食時の下記二点のルールを撤回してほしい。 ①給食は班やグループではなく個人で食べる ②食事中おしゃべりをしてはいけない（黙食）
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 現状</b></p> <p>(1) 新型コロナウイルスの5類感染症移行後の令和5年5月8日以降については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」に基づき、以下のとおり対応している。</p> <p>ア 児童生徒等全員に食事の前後の手洗いを指導するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意するよう指導している。</p> <p>イ 地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、以下の対策を講じている。</p> <p>① 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。</p> <p>② 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。</p> <p>(2) 令和5年5月8日以降については、東京都教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン（都立学校）」が廃止され、それに準じた以下の記載のある「足立区立小中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症用）」も廃止された。</p> <p>ア 喫食時は対面や会話を避ける（前向き黙食の徹底）</p> <p>(3) 各学校において「給食指導」という観点から、学校や学級の状況に応じた対応を実施している。</p>

件名	<b>受理番号44</b> <b>ペアレント・メンター養成講座の条件緩和と全小・中学校へのアウトリーチ新規支援事業を求める請願</b>
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
請願の要旨	<p>①通常学級に在籍している、発達障がいやグレーゾーンと称される特性を正しく認識し、多様な問題を抱えた子ども達やその保護者に対するきめ細やかな学校での支援を行うためにも、通常学級に通っている保護者がペアレント・メンター支援員になる必要があります。その為にも、診断書名や病院に繋がっているかなどの条件を撤廃することを求めます。(通常学級に通っている多くの保護者対象の支援事業とするためには、新規支援員の要件緩和が必須)。</p> <p>②学校と密に連携した相談機能を完備させ、足立区全小・中学校、全児童・生徒4万5000人の子ども達や保護者に対する支援として、広くこの支援が活用できるよう、アウトリーチ事業を展開していくことを強く求めます。</p> <p>以上、これらに着眼点を置いた抜本的な是正を図った支援施策の構築を強く求めます。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p><b>1 ペアレント・メンター事業の概要</b></p> <p>(1) ペアレント・メンターとは 『メンター』とは信頼できる相談相手という意味 自らも発達障がいのある子どもの養育経験があり、傾聴や発達障がいの基礎知識などの一定の学びをした保護者のこと。専門家とは違う視点で同じ親として葛藤や不安に共感しながら、寄り添いやさまざまな子育ての経験や地域の情報など同じ目線で伝えることができる。</p> <p>(2) ペアレント・メンターの特徴と活動 ペアレント・メンターはその当事者性から、専門機関による支援とは違った以下の特徴がある。 ア 同じような発達障がいのある子どもを育てる親としての高い共感性と寄り添い イ 地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供 ウ メンター自らの子育て体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント</p> <p><b>2 ペアレント・メンター養成講座の要件について</b> 東京都ペアレントメンター養成研修募集要項に準じる。 (参考) 東京都ペアレントメンター養成講座募集要項</p>

■受講対象者 区市町村において、以下①から③の要件を全て満たす方を紹介願います。

なお、紹介に当たっては、親の会やサークル活動などの団体、支援機関等からの推薦を受けていただくようお願いします

① 東京都在住で、上記ペアレントメンターの役割を理解し、東京都ペアレントメンター派遣事業の活動（ボランティア活動となります。）が可能であること。

② 医師より発達障害の診断（発達障害者支援法の定義における「発達障害」）を受けた子供の子育て経験を有する者であること。

さらに、発達障害の診断を受け概ね2年以上経過し、かつ小学校3年生以上の子供の子育て経験を有する者を原則とする。

③ 親の会やサークル活動などにおける、相談活動等の経験を有すること。

（東京都ペアレントメンター養成研修募集要項より抜粋）